

第 1 章

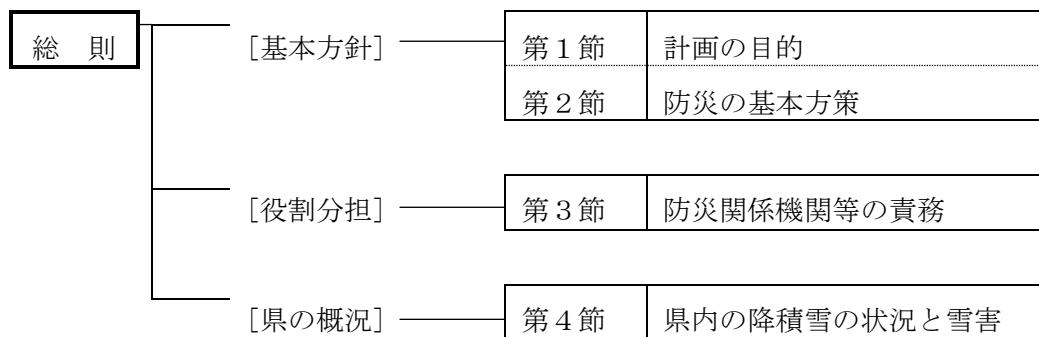
總 則

第1章 総則

この章では、まず「計画の目的」及び「防災の基本方策」について明らかにし、次に、「防災関係機関等の責務」として、県、市町村、防災関係機関等がそれぞれ果たすべき責務と役割を示す。

さらに、県内の降積雪の状況や社会環境の変化、県内における過去の主な雪害を示し、県の概況や過去の雪害時における教訓を再認識し雪害対策に万全を期する。

計画の体系

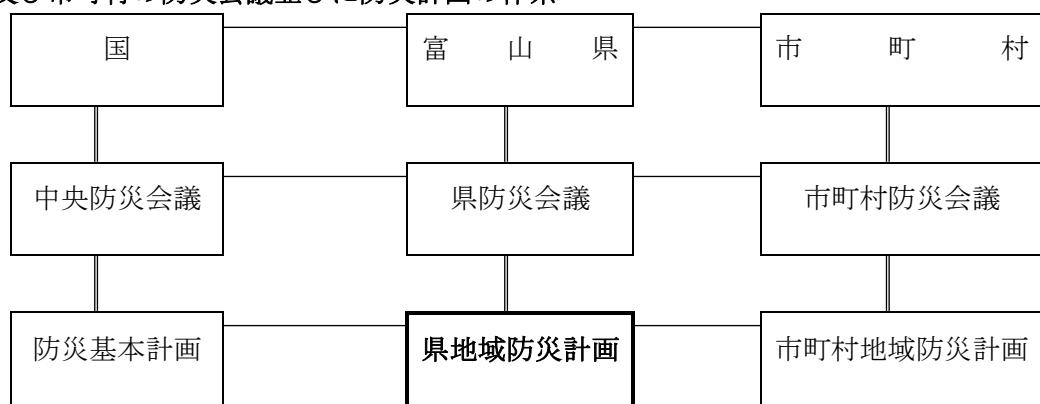


第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、富山県防災会議が策定する計画であり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、県の地域における雪害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県の地域、そして県民の生命、身体及び財産を雪害から保護することを目的とする。

国、県及び市町村の防災会議並びに防災計画の体系



第2 計画の性格

- 1 この計画は、富山県の地域に係る雪害対策について定めるものとする。
- 2 この計画は、県、市町村、防災関係機関及び県民等が雪害対策に取り組むための基本方針であり、総合的で具体的かつ実践的な雪害対策を定めるものである。
- 3 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるとときは、修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年、県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

第3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編から構成する。

計画編の構成は次の4章による。

1 第1章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関等の業務大綱・役割分担、本県の特質など計画の基本となる事項を示す。

2 第2章 雪害予防対策

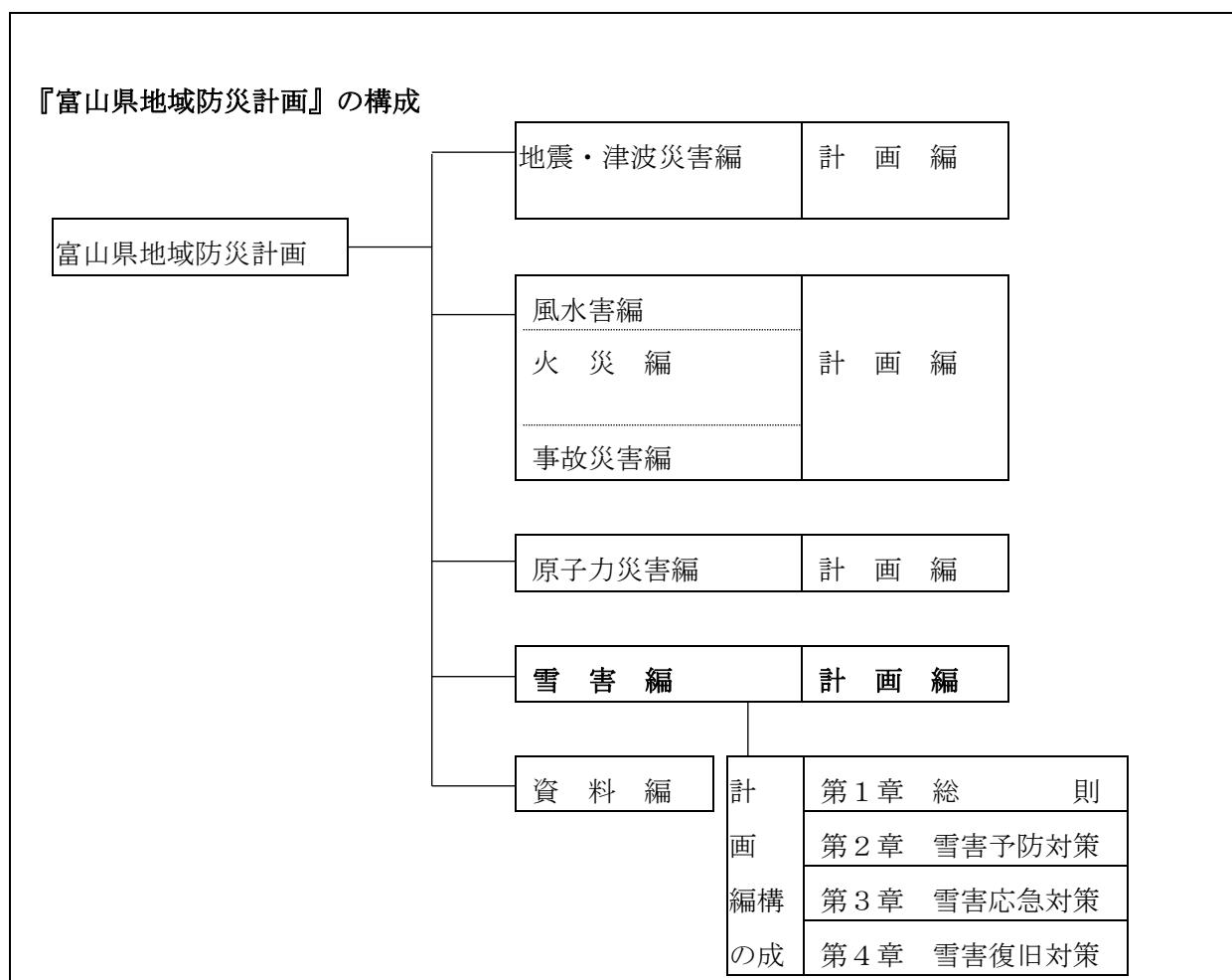
雪害発生に備えて、都市基盤等の耐雪化や交通施設の整備、防災活動体制や救援・救護体制の整備を示すとともに、平常時からの教育、広報等による防災行動力の向上を図る事項等を示す。

3 第3章 雪害応急対策

雪害が発生した場合又はそのおそれがある場合の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、交通の確保、防災関係機関による各種の雪害応急対策及び災害救助法の適用等に係る対策を示す。

4 第4章 雪害復旧対策

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定、速やかな災害復旧を図るための事項を示す。



第2節 防災の基本方策

第1 防災についての考え方

防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴い、密集した人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本県において、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策のひとつである。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

第2 防災の各段階における基本方策

防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興の各段階があり、それにおいて、国、公共機関、県・市町村及び事業者・県民が一致協力して総力をあげて災害対策をとることが被害の軽減につながる。特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する国民運動の展開が必要である。なお、災害対策についての各段階における基本方策は次のとおりである。

1 計画的で周到な雪害予防対策

- (1) 雪害に強い県土づくりを実現するため、ライフライン施設等の都市基盤等の耐雪化などの防災都市づくりや雪崩対策等の雪対策事業を推進するとともに、交通施設の整備及び除雪体制を一層充実強化する。
- (2) 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備、災害対応業務のデジタル化の促進により防災活動体制を整備するとともに、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、孤立集落の予防体制の強化、防災ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。
- (3) 農林水産業や商工業における産業被害を防止し、社会経済活動の安定確保を図るため事業者等への指導、雪害対策施設の普及等を一層推進する。
- (4) 日常から雪害に備えるために、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災意識の高揚、自主防災組織・地域ぐるみ除排雪組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者※1等に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、各種の雪害対策調査研究を推進する。

※1 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（災害対策基本法第8条第2項第15号）

2 迅速で円滑な雪害応急対策

(1) 気象予警報を迅速、的確に伝達するとともに、住民への周知徹底を図る。

特に雪崩危険箇所等においてその危険性があるときは、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに避難勧告・指示を発する等の災害未然防止活動を実施する。

(2) 県民生活の安定確保及び各種の応急対策の実施のため、道路交通・公共交通の確保を図るとともに、自主防災活動や地域ぐるみ除排雪を県民総ぐるみで推進する。

(3) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行い、迅速、的確な初動態勢をとるために、雪害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する迅速な情報の収集・伝達を行う。

また、被害が甚大な場合は、速やかに災害救助法の適用をはたらきかけるとともに、広域応援を要請する。

(4) 人命救助を最重点とした緊急救援・救護のため、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。

(5) 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動を支え、また被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の捜索等、各種の被災者救援活動や福祉的な支援を行う。

(6) 社会諸機能の応急復旧活動として、電力・ガス・上下水道・通信の各ライフライン施設や公共土木施設・社会公共施設等の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、自宅が被災した避難者救援のための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講ずるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。

(7) 農林水産業や商工業の産業被害の拡大防止を図り、社会経済活動の安定確保を図る。

3 速やかな雪害復旧対策

(1) 民生安定のための緊急対策として、生活相談、支援金・救援物資の取扱い、資金援助、雇用確保など、自立的生活再建を支援することにより被災者の生活確保、被災した中小企業者・農林漁業者への融資による支援、税の徴収猶予や減免等の措置を講じる。

(2) 被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害時の指導・助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。

県、市町村その他の防災関係機関は、相互に連携をとりつつ、こうした災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第3 各種計画等の作成

1 各種計画の作成

本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市町村その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ、防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市町村地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市町村の実施すべき事項をとり入れるとともに、市町村の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。

2 行動要領（マニュアル）の作成

県、市町村その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行するものとする。

- (1) 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員、防災関係機関、住民等への周知徹底
- (2) 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検・更新、防災関係機関・住民等への周知
- (3) 他の計画（県及び市町村の開発計画、財政計画等）について、防災の観点からの各種施策への反映

第4 国土強靭化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

1 複合災害を念頭に置いた事前防災への取組み

国土強靭化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策による国土強靭化の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靭化基本計画及び富山県国土強靭化地域計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない國づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の雪害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

2 富山県国土強靭化地域計画の基本目標を踏まえた防災対策の推進

富山県国土強靭化地域計画の4つの基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

第3節 防災関係機関等の責務

第1 防災関係機関等の責務

県、市町村及び防災関係機関並びに県民・事業所は、本計画に基づき次の雪害対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

また、災害級の大雪※1による被害が予想される場合には、災害級の大雪時におけるタイムライン（以下「タイムライン」という。）に基づき、関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと、速やかに対応するものとする。

※1 「顕著な大雪に関する富山県気象情報」が発表される場合を想定。

1 県

- (1) 雪害から県土を守るため、雪崩防止事業等の雪対策事業を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。
- (2) 市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し財政的支援を行う。
- (3) 市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。
- (4) 市町村その他の防災関係機関との連携を強化し、国との連絡調整、消防、警察、自衛隊、伏木海上保安部その他関係機関との調整を行い、総合的な防災対策を推進する。
- (5) 県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織や地域ぐるみ除雪組織の育成を支援する。
- (6) 大雪による被害が予想される場合には、富山地方気象台等と連携し、速やかに状況把握のための情報を収集し、必要とされる情報を発信する。

2 市町村

- (1) 雪に強いまちづくりのための事業等を推進するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の耐雪性を強化する。
- (2) 地域防災拠点施設及びコミュニティ防災拠点施設や住民への的確な情報を伝達するための防災行政無線を計画的に整備する。
- (3) 雪崩災害や融雪に伴う土砂災害を未然に防止するため、住民への危険箇所の周知徹底、警戒避難体制の整備を図る。
- (4) 降積雪期における消防活動体制の確立や消防水利を確保するとともに、豪雪等による道路交通の途絶時や孤立集落発生時においてヘリコプター等を活用するため場外離着陸場を確保する。
- (5) 水・食料・生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関と

の相互連携による各種防災対策を推進する。

- (6) 住民の自主防災意識の高揚を図るため、地域の防災拠点施設に除雪機器・救助資機材を計画的に配備するなど自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の育成を積極的に推進し、地域の防災力を高めるとともに、住民に対し研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。

3 防災関係機関

- (1) 県民生活に密着する電力、ガス、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。
- (2) 道路管理者や公共交通機関は、施設等の耐雪化、除雪体制の強化、防災資機材等の整備充実などにより交通の確保に努める。
- (3) 救助活動等を実施する消防、警察及び自衛隊並びに公的医療関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。
- (4) 報道機関は、気象予警報を受信したときは、速やかに放送を行い、県民に対して周知するよう努めるとともに、災害に関する情報の提供に努める。

4 県 民

- (1) 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐雪化や屋根雪下ろしの励行、最低3日分の飲料水・越冬用食料等の備蓄や雪崩危険箇所等における自主避難など自ら雪害に備えるための対策を講ずる。
- (2) 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の結成、育成に努めるとともに、積極的に除排雪活動を行う。
- (3) 地域の防災拠点に配備された救助等資機材を活用した防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努め地域の防災力の向上に努める。

5 事業所・企業

- (1) 県、市町村が行う雪に強いまちづくりのための事業等に積極的に参加するとともに、建築物の耐雪化に努める。
- (2) 消防防災計画及び事業継続計画（B C P）の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所・企業の防災力を向上させるとともに、地域の除排雪活動に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進し、県及び市町村は、防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、こうした取組みに資する情報提供等を進めるものとする。
- (3) 県及び市町村は、事業所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰等により、企業等の協力による地域の防災力向上を図る。

第2 防災関係機関等の業務大綱

県、市町村並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ防災に寄与するものとする。

また、災害による被害を軽減するために、行政による「公助」だけではなく、自ら身を守る「自助」や防災行政への寄与・協力、自主防災組織やコミュニティの強化、住民、ボランティア、企業等の連携も含めた「共助」が必要である。

このため、県民及び事業所・企業は、日頃から自主的に災害に備えるとともに、行政をはじめ防災関係機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。特に、事業所・企業においては、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅が困難な従業員の保護のために、非常食料の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策を推進するものとする。

なお、各機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 防災関係機関の業務大綱

(1) 県

| 事務又は業務の大綱 | |
|------------------------------------|--|
| 1 富山県防災会議に関すること | |
| 2 雪害対策の組織の整備に関すること | |
| 3 気象予警報等の情報伝達に関すること | |
| 4 雪害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること | |
| 5 被災者の救援、救護に関すること | |
| 6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関すること | |
| 7 雪害時における交通規制及び輸送確保に関すること | |
| 8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること | |
| 9 雪崩等に対する応急措置に関すること | |
| 10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること | |
| 11 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること | |
| 12 自主防災組織の育成指導と地域住民の雪害対策の促進に関すること | |
| 13 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること | |
| 14 雪害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること | |
| 15 被災産業に対する融資等に関すること | |
| 16 市町村等が処理する雪害対策の総合調整に関すること | |

(2) 市町村

| 事務又は業務の大綱 | |
|-----------------------------------|--|
| 1 市町村防災会議に関すること | |
| 2 雪害対策の組織の整備に関すること | |
| 3 気象予警報の情報伝達に関すること | |
| 4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること | |
| 5 避難指示等に関すること | |
| 6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること | |
| 7 被災者の救助、救護に関すること | |
| 8 雪害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること | |
| 9 消防活動及び水防対策に関すること | |
| 10 水道事業の雪害対策に関すること | |
| 11 児童、生徒に対する応急教育に関すること | |
| 12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること | |
| 13 雪崩等に対する応急措置に関すること | |
| 14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること | |
| 15 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること | |
| 16 自主防災組織の育成指導と地域住民の雪害対策の促進に関すること | |
| 17 要配慮者の避難支援に関すること | |

(3) 指定地方行政機関

| 機関等の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|------------------|--|
| 中部管区警察局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関すること 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること 3 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 4 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること 5 情報の収集及び連絡に関すること |
| 北陸総合通信局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 情報通信の確保に関すること 2 雪害時における非常通信の運用監督に関すること 3 非常通信協議会の育成指導に関すること |
| 北陸財務局 富山財務事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資に関すること 2 雪害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関すること 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5 避難場所として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集及び情報提供に関すること |
| 東海北陸厚生局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 雪害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整 |
| 富山労働局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 雪害時における工場、事業場の労働災害の防止に関すること 2 雪害時における雇用対策に関すること |
| 北陸農政局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること 2 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関すること 3 農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関すること 4 雪害時における応急食糧の緊急引渡しに関すること 5 政府所有米穀の売却及び雪害時における応急供給に関すること 6 応急用食料・物資の支援に関すること |
| 中部森林管理局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 森林、治山による雪害予防に関すること 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関すること 3 国有林野の雪災防止等保全管理に関すること |
| 中部経済産業局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 産業の被害情報に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること 5 災害対策本部等への職員の派遣に関すること |
| 中部近畿産業保安監督部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関すること |
| 北陸地方整備局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報等の水防情報に関すること 2 黒部川流域及び常願寺川流域の砂防工事に関すること 3 富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関すること 4 利賀川における利賀ダムの建設工事に関すること 5 利賀川に係る河川の管理に関すること 6 一般国道8号、41号、156号、160号及び470号の改築及び修繕工事、維持その他管理に関すること 7 一般国道359号の改築工事に関すること 8 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること 9 航路の整備、保全及び管理に関すること 10 国が行う海洋汚染の防除に関すること 11 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関すること 12 土砂災害緊急情報の発表等に関すること |

| | |
|--|---|
| | 13 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること |
| 北陸信越運輸局 | <p>1 雪害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関すること</p> <p>2 雪害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関すること</p> <p>3 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること</p> <p>4 雪害時における船舶調達、あっせんに関すること</p> <p>5 雪害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関すること</p> <p>6 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関すること</p> |
| 大阪航空局 小松空港事務所 東京管区気象台 富山地方気象台 | <p>1 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関すること</p> <p>2 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</p> <p>3 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること</p> <p>4 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</p> <p>5 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</p> <p>6 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</p> <p>7 災害対策本部等への職員の派遣に関すること</p> |
| 第九管区海上保安本部 伏木海上保安部 | <p>1 海上災害時における救助及び救難に関すること</p> <p>2 海上交通の安全確保及び治安の維持に関すること</p> <p>3 海上災害の防止対策及び応急措置に関すること</p> <p>4 船舶等への気象警報の伝達等に関すること</p> <p>5 災害時における援助に関すること</p> |
| 国土地理院 北陸地方測量部 | <p>1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること</p> <p>2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること</p> <p>3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</p> |
| 中部地方環境事務所 | <p>1 有害物質等の発生による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</p> <p>2 災害時における廃棄物に関すること</p> |

(4) 指定公共機関

| 機関等の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--|--|
| 日本郵便株式会社 北陸支社 | <p>1 雪害時における郵政事業運営の確保に関すること</p> <p>2 雪害時における郵政事業（郵便、郵便貯金、簡易保険）に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること</p> <p>3 被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金による短期融通に関すること</p> |
| 日本銀行富山事務所 | <p>1 通貨の円滑な供給確保に関すること</p> <p>2 雪害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること</p> |
| 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 | <p>1 鉄道輸送の安全確保に関すること</p> <p>2 雪害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること</p> |
| 中日本高速道路株式会社 金沢支社 | <p>1 北陸自動車道（木之本 I C～朝日 I C）及び東海北陸自動車道（白川郷 I C～小矢部砺波 J C T）及び舞鶴若狭自動車道（敦賀 J C T～小浜 I C）の維持、管理、すること</p> |
| 西日本電信電話株式会社 株式会社 NTT ドコモ 北 陸 支 社 | <p>1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</p> <p>2 雪害時における緊急通話の確保に関すること</p> |
| K D D I 株式会社 | |

| | |
|---------------------|--|
| ソフトバンク株式会社 | |
| 楽天モバイル株式会社 | |
| 日本赤十字社 富山県支部 | <p>1 雪害時における医療救護に関すること</p> <p>2 雪害時の血液製剤の供給に関すること</p> <p>3 義援金の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること</p> <p>4 その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関すること</p> |
| 日本放送協会 富山放送局 | <p>1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること</p> <p>2 雪害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること</p> <p>3 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関すること</p> |
| 独立行政法人 国立病院機構 | <p>1 災害時における医療救護班の編成及び派遣に関すること</p> <p>2 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関すること</p> <p>3 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。</p> |
| 北陸電力株式会社 | <p>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</p> <p>2 雪害時における電力供給の確保に関すること</p> |
| 北陸電力送配電株式会社 | <p>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</p> <p>2 灾害時における電力供給の確保に関すること</p> |
| 関西電力株式会社 北陸支社 | <p>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</p> |
| 関西電力送配電株式会社 北陸本部 | <p>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</p> <p>2 灾害時における電力融通に関すること</p> |
| 日本通運株式会社 富山支店 | <p>1 雪害時における緊急輸送の確保に関すること</p> |

(5) 自衛隊

| 機関等の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---------------|-----------|
| 陸上自衛隊第14普通科連隊 | |
| 陸上自衛隊第382施設中隊 | |
| 海上自衛隊舞鶴地方総監部 | |
| 航空自衛隊第6航空団 | |

(6) 指定地方公共機関等

| 機関等の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--|---|
| 鉄軌道・バス事業会社 〔富山地方鉄道（株）〕 〔あいの風とやま鉄道（株）〕 〔加越能バス（株）〕 | <p>1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること</p> <p>2 雪害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること</p> <p>3 雪害時における被災地との交通の確保に関すること</p> |
| ガス供給事業会社等 〔日本海ガス（株）〕 〔高岡ガス（株）〕 〔（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部〕 〔（一社）富山県エビガス協会〕 | <p>1 雪害時におけるガスの安定供給の確保に関すること</p> <p>2 ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること</p> <p>3 県民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること</p> |
| 自動車運送事業会社 〔（一社）富山県トラック協会〕 | <p>1 雪害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること</p> <p>2 雪害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること</p> |
| 報道機関 北日本放送㈱ | <p>1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること</p> |

| | |
|---|--|
| 富山テレビ放送㈱ ㈱チューリップテレビ ㈱北日本新聞社 ㈱北國新聞社富山本社 富山エフエム放送㈱ (一社)富山県ケーブルテレビ協議会 | 2 雪害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること |
| (公社)富山県医師会 (公社)富山県看護協会 (公社)富山県薬剤師会 (一社)富山県歯科医師会 | 1 雪害時における医療救護活動に関すること |
| (福)富山県社会福祉協議会 | 1 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること 2 災害派遣福祉チーム（DWAT）の編成と派遣の手続きに関すること |
| 土地改良区 | 1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること |
| 指定水防管理団体 | 1 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること |

2 県民及び事業所・企業のとるべき措置

（1）県民

- ア 雪害を防止するため、地域住民と相互に協力するとともに、県及び市町村が行う防災事業に協力し、県民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。
- イ 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐雪化や屋根雪下ろしの励行、飲料水・越冬用食料等の備蓄や雪崩危険箇所等における自主避難など、自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市町村が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや、転倒及び屋根雪の落下に注意するものとする。
- ウ 災害級の大雪による被害が予想される場合には、除雪作業を速やかに行うために、車での不要不急の外出を控える。
- エ 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織や地域ぐるみ除雪組織の結成、育成に努めるものとする。

（2）事業所・企業

- ア 自衛消防隊を組織し消防防災体制を整備するとともに、県及び市町村が実施する防災事業に協力するものとする。
- イ 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、雪害を防止するため最大の努力を払うものとする。
- ウ 雪害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

エ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 役割分担

1 防災関係機関等の役割分担

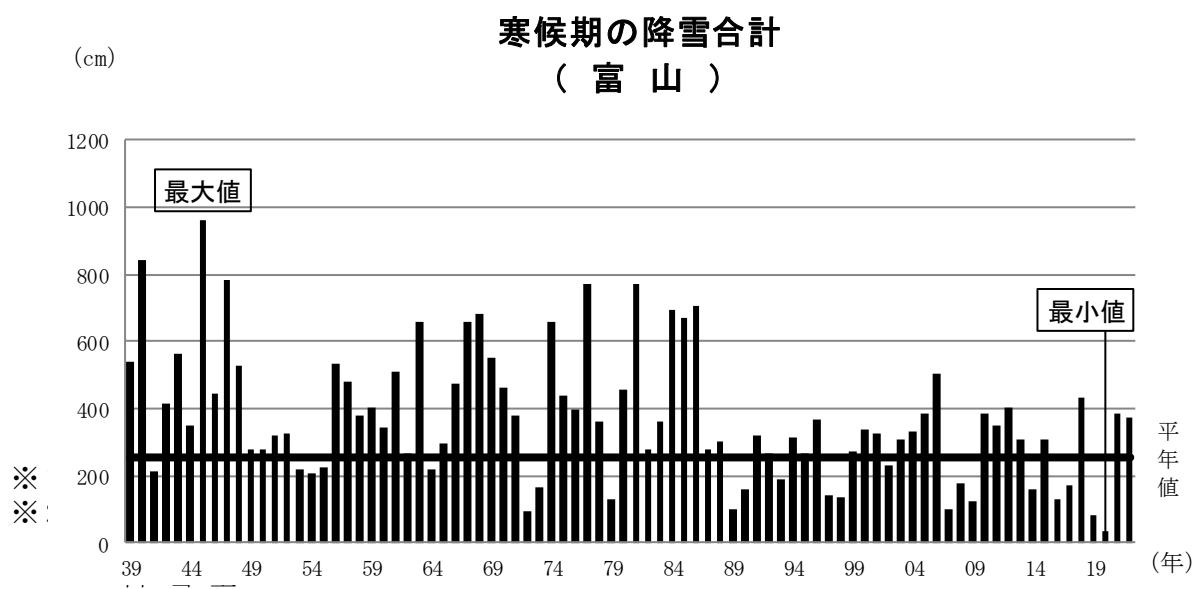
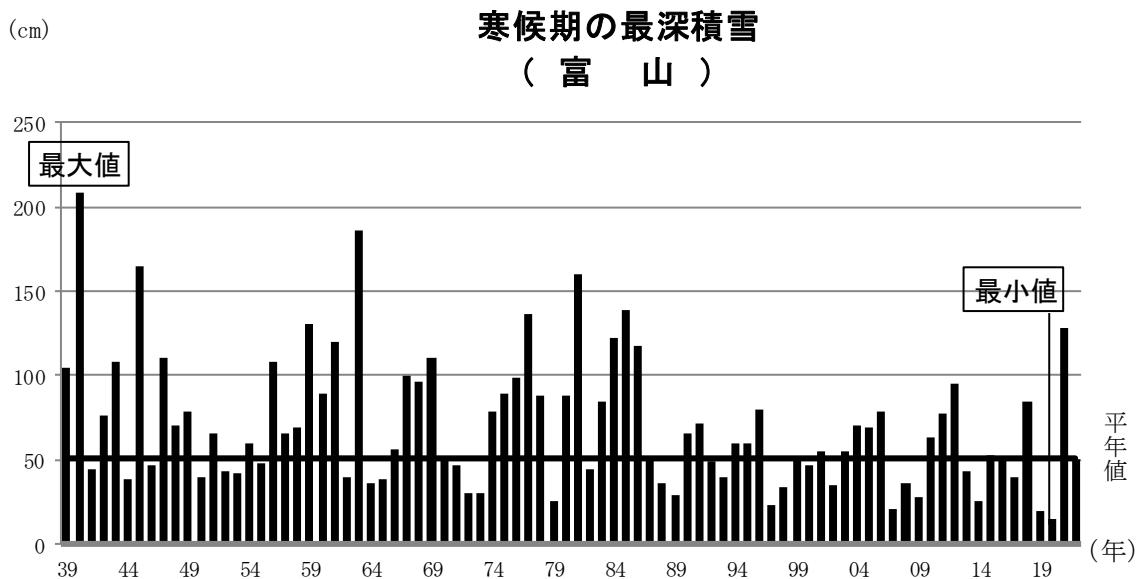
本計画において、県、市町村その他の防災関係機関の雪害対策において果たすべき役割を明確に定めるものとし、県及び市町村は、地域の実情に配慮しつつ、役割に基づく雪害対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

各防災関係機関等の役割分担については、資料編に掲載する。

第4節 県内の降積雪の状況と雪害

第1 降積雪の状況

富山地方気象台における観測開始以来（1939年：昭和14年～）の最深積雪及び降雪量の状況は下図のとおりである。



(資料 「2-2 大雪年の降積雪の年極値」 「2-3 雪密度等」)

第2 社会環境の変化

雪害は、気象、地形等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大するおそれがある。

被害を拡大する災害要因としては、主として次のような点が指摘されている。

1 都市化の進展

市街地の拡大に伴って、既成市街地における建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、豪雪時における被災人口の増大、被害拡大の社会的要因となっている。

2 交通機関の発達

自動車、鉄道、航空等の高速交通機関は著しく発達し、県民の利便性を向上させてきたと言えるが、反面これらへの依存度が高くなればなるほど、一旦、豪雪により交通がストップした場合には、県民生活、社会経済活動においてより一層の混乱を招くことが予想される。

また、車社会の発達は、豪雪時には大量の路上放置車両の発生により除排雪活動や各種の応急対策に支障をきたす危険性も内包している。

3 生活環境の変化

生活様式の近代化により、電力、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設やコンピューター、情報通信ネットワークへの依存度が高まる中で、豪雪時にこうした施設の被害が発生した場合には、その復旧に時間を要することが懸念され、さらには二次災害の危険性にも注意しなければならない。また、利用者にとっては、情報の不足や生活の不便性等により生活面での不安が増大する危険性がある。

4 コミュニティ活動の停滞

本県においても、都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。また、高齢化、国際化等の進展により、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者^{※1}の増加が見られる。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

5 要配慮者の増加

著しい高齢化の進行による高齢者の増加に加え、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、福祉的な支援の充実や要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防止の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

7 感染症対策の観点を取り入れた防災

新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

こうした社会環境の変化によって被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられる。現状ではこうした新しい災害要因への対応は決して十分なものとはいえない。したがって、被害を軽減するためには、こうした様々な環境の変化に的確に対応しながら、防災意識の高揚等の活動を不斷に続けていくことが必要である。

富山県における社会環境の推移

| | 1980年 | 1990年 | 2000年 | 2010年 | 2020年 |
|---------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 人口 | 1,103,459人 | 1,120,161人 | 1,120,851人 | 1,093,247人 | 1,034,814人 |
| 人口密度 | 259.5人 | 263.8人 | 263.9人 | 257.4人 | 243.6人 |
| 世帯数 | 291,388世帯 | 314,602世帯 | 357,574世帯 | 383,439世帯 | 403,989世帯 |
| 電力使用量 | 7,700百万kWh | 9,519百万kWh | 10,594百万kWh | 11,863百万kWh | 10,457百万kWh |
| 上水道普及率 | 84.8% | 89.9% | 91.8% | 93.2% | 93.4% |
| 下水道普及率 | 16.5% | 26.2% | 54.5% | 78.6% | 86.4% |
| 固定電話加入数 | 321千台 | 405千台 | 417千台 | 294千台 | 128千台 |
| 携帯電話契約数 | — | — | 404千件 | 851千件 | 1,130千件 |
| 自動車保有台数 | 413,872台 | 633,162台 | 839,246台 | 875,299台 | 947,832台 |
| 老年人口割合 | 11.18% | 15.08% | 20.76% | 26.20% | 32.8% |
| 外国人登録者数 | 2,125人 | 3,288人 | 9,564人 | 13,712人 | 19,084人 |

(資料：富山県各種統計ほか)

第3 過去の主な雪害

県内に特に大きな被害をもたらした豪雪として、「38豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、「令和3年1月の大雪」がある。

1 「38豪雪」(昭和38年1月～3月:1963年)

(1) 気象の状況【資料:「富山県気象災異誌」 昭和46年3月富山県・富山地方気象台発行】

昭和37年末から本格的な冬型の気圧配置となり、そのまま昭和38年1月になっても崩れず、特に中旬から下旬にかけての異常寒波は連日猛吹雪となって雪が降り続き記録的な豪雪となった。最深積雪は、富山186cm(1月26日・累年記録第2位)、伏木225cm(1月27日・同第1位)であった。

1月の降雪状況は、2～3日は平野部で20～40cm、山間部で70～100cm、11～12日は西部平野部で70cm前後、15～16日は西部一帯に猛吹雪があり、15日、石動地区に50cm、16日は全般に40～60cmの降雪をみた。18～19日に今度は山沿地域に60～90cmの降雪、21～22日は県内全般に猛吹雪となり、21日は平野部で30～60cm、22日は西部平野部に50cmの降雪があった。23～25日は再び猛吹雪で連日30～70cmの降雪があった。さらに26日には、西部平野部で50cmの降雪があり、26～27日は平野部での最深積雪を記録した。

(2) 降積雪の状況【資料:「富山県積雪調査資料」昭和48年3月富山県発行 他】

| 区分 観測所 | 氷見 (中田) | 伏木 | 富山 | 上市 (伊折) | 福光 (太美) | 八尾 | 小矢部 | 利賀 | 上平 (西赤尾) | 泊 | 魚津 | 砺波 | 猪谷 (細入) |
|-----------|------------|------|------|------------|------------|------|------|------|-------------|------|------|------|------------|
| 降雪の総量(cm) | 621 | 748 | 657 | 1104 | 848 | 705 | 875 | 1091 | 1339 | 328 | 410 | 728 | 955 |
| 降雪の最深(cm) | 47 | 72 | 65 | 55 | 60 | 71 | 70 | 60 | 80 | 35 | 43 | 60 | 67 |
| 期 日 | 1/22 | 1/25 | 1/25 | 1/2 | 1/24 | 1/24 | 1/22 | 1/16 | 1/24 | 1/16 | 1/23 | 1/25 | 1/24 |
| 積雪の最深(cm) | 190 | 225 | 186 | 270 | 275 | 213 | 288 | 400 | 330 | 93 | 130 | 237 | 182 |
| 期 日 | 1/27 | 1/27 | 1/26 | 2/3 | 1/27 | 1/25 | 1/26 | 1/25 | 1/26 | 1/26 | 1/26 | 1/26 | 1/25 |
| 積雪日数(日) | 78 | 83 | 84 | 125 | 105 | 92 | 93 | 142 | 113 | 77 | 66 | 97 | 91 |

(3) 被害の状況【資料:「北陸地方豪雪による災害状況・緊急要望事項・恒久対策・融雪期対策 第6報」 昭和38年2月 富山県豪雪非常災害対策本部発行】

| | | | | | | | |
|--------|------|-----|-----|------|--------|-------|-------|
| 人 的 | 死 者 | 15人 | 住 家 | 全 壊 | 52棟 | 非住家被害 | 451棟 |
| | 行方不明 | 1人 | | 半 壊 | 135棟 | | 学校等 |
| | 負傷者 | 39人 | | 床上浸水 | 277棟 | | 752箇所 |
| | | | | 床下浸水 | 2,392棟 | | |

◇特記事項

- ・1月23日～28日、北陸本線がほぼ全面運休となったほか、県内の交通機関は麻痺状態。
- ・富山市総曲輪通り(1月26日)及び高岡市御旅屋通り(1月28日)でアーケード落下
- ・高岡市公会堂倒壊(1月27日)

(4) 主な雪害対策の状況【資料:前同】

ア 対策組織

昭和38年1月31日「富山県豪雪非常災害対策本部」設置(同年6月3日廃止)

イ 県の主な予算措置

- (ア) 1月31日、臨時県議会が開催され、道路除雪費54,730千円、緊急融資金120,000千円、法外援護費5,020千円その他県有建物の除雪費等225,800千円を議決。

(イ) 2月6日、融雪期対策としての地すべり防除工事費など、45,174千円を専決処分。

ウ 自衛隊の活動状況

国鉄関係への救援として、1月22日、富山操車場への金沢からの207名を皮切りに、23日には590名、27日にはさらに500名が派遣された。

一方、1月30日防衛庁長官に対し道路輸送の確保を図るため自衛隊員とショベルドーザー10台とダンプトラック50台の派遣を要請し、県内主要11路線延長222kmの除雪計画を策定し、除排雪にあたった。

この結果、2月5日（最高時）における自衛隊の配置状況は、県道、主要駅において2,131人、2月22日（撤収時）までの延出動人員は26,710人となった。

エ 県民総ぐるみ除雪

連日の降雪により、道路交通が著しく阻害され、最悪の状態になったため県では、各報道機関の全面的な協力のもとに「県民総ぐるみ除雪実施計画」を策定して、1月25日から1月27日までの3日間に強力に実施するよう市町村長に通知した。

この運動の結果、延出動人員が40万3千名に達し、さらに2月15日まで延長して実施することにした。

オ 災害救助法の適用

福野町及び福光町に災害救助法を適用し、孤立地区へ自衛隊ヘリコプターによる緊急物資の空輸を実施した。

2 「56豪雪」（昭和56年1月～3月：1981年）

(1) 気象の状況【資料：「災害の記録」昭和63年3月富山県発行】

県内は55年12月26日頃から冬型の気圧配置が強まり、27日から降雪が続き29日には富山市で88cmの積雪となった。29日以降小康状態となったものの、1月2日から再び冬型の気圧配置に戻り、平地の降雪量は連日30cmを超えた。13日には富山の積雪が160cmに達し、山間部でも450cmを超えて、一部地域では38豪雪を上回るところもでた。

この間の強い寒波は3波あり、第1波（12月27日～30日）は県東部の里雪型と山雪型であり、第2波（1月2日～8日）は前半山雪型、後半里雪型、第3波（1月10日～17日）は山雪型と里雪型が交錯して襲ったため山沿い地方はもとより、平地においても短時間に多くの積雪をみた。

このため、屋根雪おろし中の転落、用水への転落、建物等の損壊、用水溢水による床上・床下浸水などが続出するとともに、県内交通機関は麻痺状態に陥るなど、県民生活に大きな影響が出た。

(2) 降積雪の状況(昭和55年12月～56年4月) 【資料：「気象年報」富山地方気象台発行 他】

| 区分 | 観測所 | 氷見 | 伏木 | 富山 | 上市 | 福光 | 八尾 | 快鶴 | 利賀 | 上平 | 泊 | 魚津 | 砺波 | 猪谷 |
|-----------|------|------|------|-------|--------------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-------|----|
| 降雪の総量(cm) | 529 | 617 | 771 | 1131 | 1064 | 985 | 698 | 2061 | 1355 | 387 | 642 | 607 | 918 | |
| 降雪の最深(cm) | 40 | 49 | 79 | 68 | 75 | 74 | 55 | 140 | 73 | 42 | 50 | 39 | 78 | |
| 期 日 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 12/27 | 1/ 5 | 12/28 | 1/11 | 12/28 | 1/12 | 12/27 | 1/10 | 1/ 5 | 12/28 | |
| 積雪の最深(cm) | 145 | 148 | 160 | 262 | 225 | 232 | 186 | 430 | 395 | 124 | 156 | 181 | 251 | |
| 期 日 | 1/15 | 1/14 | 1/13 | 2/27 | 1/14 1/15 | 1/15 | 1/15 | 1/15 | 1/15 | 1/17 | 1/17 | 1/14 | 1/13 | |
| 積雪日数(日) | 86 | 92 | 99 | 128 | 115 | 106 | 102 | 146 | 139 | 86 | 105 | 102 | 111 | |

(3) 被害の状況【資料：「災害の記録」昭和63年3月富山県発行】

| | | | | | | | |
|---|-----|-------------|-----|-------|-------------|------|--------------|
| 人 | 死 者 | 2 4 人 | 住 家 | 全 壊 | 1 6 棟 | 道 路 | 1 , 8 0 2 箇所 |
| 的 | 負傷者 | 1 , 1 5 4 人 | | 半 壊 | 4 7 棟 | 橋りょう | 8 8 箇所 |
| | | | | 一部破損 | 1 , 1 6 4 棟 | 河 川 | 6 9 箇所 |
| | | | | 床上浸水 | 1 0 0 棟 | 港 湾 | 7 箇所 |
| | | | | 床下浸水 | 1 , 6 8 2 棟 | 水 道 | 1 7 9 箇所 |
| | | | | 非住家被害 | 1 , 9 6 3 棟 | 清掃施設 | 1 7 箇所 |
| | | | | 学 校 | 5 0 1 箇所 | 崖くずれ | 7 箇所 |
| | | | | 病 院 | 1 5 箇所 | 鉄道不通 | 1 箇所 |
| | | | | | | 船舶被害 | 5 隻 |

◇特記事項

- ・1月3日、富山市北部を中心に着雪の重みによって高圧送電鉄塔11基が倒壊。
- ・1月6日時点(ピーク時)で、12市町村、37集落、452世帯、1,650人の孤立集落発生

(4) 主な雪害対策の状況【資料：「56年豪雪状況報告」昭和56年3月富山県雪害対策本部発行】

ア 対策組織

- (ア) 県 昭和56年1月6日「富山県雪害対策本部」設置(3月20日解散)
 (イ) 市町村 全市町村で対策本部設置(災害対策基本法に基づくもの33、任意設置2)

イ 主な県の予算措置

- (ア) 道路除雪経費 1,652,700千円(既定332,700千円、1/7専決800,000千円、2/10専決520,000千円)
 (イ) 道路損傷復旧費 200,000千円(2/10専決)
 (ウ) 豪雪対策緊急融資 625,000千円(1/14専決)
 (エ) 中小企業特別経営安定資金 1,250,000千円(2月補正)
 (オ) 世帯更生資金 12,000千円(1/14専決)
 (カ) 除雪給付金支給事業 20,000千円(1/14専決)
 (キ) 地域ぐるみ除排雪対策費 100,000千円(1/14専決)
 (ク) 公共施設等災害復旧費 100,000千円(1/14専決)
 (ケ) 災害弔慰金 27,000千円(2/10専決17,250千円、2月補正9,750千円)
 (コ) 麦飼料作物緊急融雪対策事業 4,610千円(2/10専決)
 (サ) 果樹施設等被害特別対策事業費 23,990千円(2/10専決)
 (シ) 園芸施設被害特別対策事業 4,389千円(2月補正)

(ス) 県有建物除雪及び修繕費 70,000千円 (2/10専決)

ウ 自衛隊の活動状況

(ア) 高岡市への出動

1月12日、輸送道路確保のため陸上自衛隊第10師団長へ災害派遣要請。第321地区施設隊により県道伏木港線、市道佐野下黒田線、県道富山高岡線の除排雪を実施（1月16日撤収）

(イ) 利賀村への出動

1月14日、緊急物資（燃料）輸送のためヘリコプターの派遣要請を行い、富山空港で待機するも、悪天候により空輸は中止。（翌15日、県及び利賀村による陸路からの輸送に成功したため、1月15日撤収）

(ウ) 八尾町・利賀村への出動

1月17日、輸送道路確保のため派遣要請。第321地区施設隊及び金沢駐屯地第302地区施設隊により、県道八尾古川線、上百瀬柄折線の除排雪を実施。（1月22日撤収）

エ 孤立集落対策

1月21日、民間ヘリコプター借り上げにより3町2村21集落93世帯に緊急物資空輸

オ 地域ぐるみ除排雪

1月14日、富山県雪害対策本部長より「地域ぐるみ除排雪運動について」の提唱がなされ、1月25日まで全市町村において1～4回行われ、延59回延人員234,000人が参加した。

3 「59豪雪」（昭和59年1月～3月：1984年）

（1）気象の状況【資料：「災害の記録」昭和63年3月富山県発行】

1月3日、山間部を中心にまとまった降雪となり、平地で20～30cm、山間部で170cmの積雪に達した。1月15～17日は、強い冬型が持続し里雪型の大雪となり、積雪は平地で50～60cm、山間部で200～250cmに達した。1月21日～29日頃まで冬型が続き山里混合の降り方となり、積雪は多い所で平地でも100cmを超える、山間部では300cm近くに達した。

この後一旦小康状態となつたが、2月2日頃から再び冬型の気圧配置となり大雪が降り続き、9～10日には県内各地で最深積雪を観測した。

2月中旬は小康状態となり、積雪も徐々に減少したが、2月末から3月上旬にかけて一時冬型の気圧配置が強まり、積雪はこの降雪により再び増加し、平地で70～90cm、山間部の多い所で300cmに戻った。

まとまった雪としてはこれが最後となつたが、気温が低く、春分を迎えても平地で60cm、山間部で300cmの積雪があり、富山地方気象台における積雪長期継続期間としては最長の109日を記録した。

59豪雪は、異常低温の中で比較的に密度の小さい軽い雪として降ったものとみられ、また主な降雪が10日ごとの間隔で降ったため、その間に多少の小康もあって沈下が大きく効いた結果、積雪は「38豪雪」、「56豪雪」ほど伸びなかった。

しかし、この低温の結果、道路の雪は圧雪となり、また融雪が遅れて積雪期間としては最長の記録となったことにより、県民生活に大きな影響を与えた。

(2) 降積雪の状況(昭和58年11月～59年5月) 【資料：「気象年報」富山地方気象台発行 他】

| 区分 観測所 | 氷見 | 伏木 | 富山 | 上市 | 福光 | 八尾 | 小矢部 | 利賀 | 上平 | 泊 | 魚津 | 砺波 | 猪谷 |
|-----------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 降雪の総量(cm) | 507 | 563 | 694 | 1122 | 867 | 971 | 698 | 1855 | 1580 | 587 | 831 | 898 | 1256 |
| 降雪の最深(cm) | 25 | 40 | 40 | 48 | 40 | 48 | 30 | 65 | 76 | 29 | 42 | 33 | 98 |
| 期 日 | 1/15 | 1/16 | 1/16 | 1/28 | 12/17 | 2/ 6 | 2/ 3 | 1/25 | 1/25 | 1/ 5 | 2/ 6 | 1/16 | 2/ 3 |
| 積雪の最深(cm) | 100 | 95 | 122 | 224 | 172 | 203 | 128 | 360 | 275 | 92 | 140 | 119 | 262 |
| 期 日 | 2/ 9 | 2/ 9 | 2/10 | 2/ 8 | 2/ 9 | 2/ 9 | 2/ 9 | 2/10 | 2/10 | 2/17 | 2/ 7 | 2/10 | 2/10 |
| 積雪日数(日) | 100 | 106 | 111 | 141 | 119 | 119 | 111 | 166 | 149 | 81 | 107 | 91 | 131 |

(3) 被害の状況【資料：「災害の記録」昭和63年3月富山県発行】

| | | | | | | | | |
|--------|-------|-----|--------|-------|------|-----|--------|-------|
| 人 的 | 死 者 | 21人 | 住 家 | 全 壊 | 3棟 | 学 校 | 9箇所 | |
| | 負 傷 者 | 87人 | | 半 壊 | 1棟 | | 道 路 | 564箇所 |
| | | | | 一部破損 | 32棟 | | 橋りょう | 1箇所 |
| | | | | 床上浸水 | 16棟 | | 社会福祉施設 | 9箇所 |
| | | | | 床下浸水 | 216棟 | | | |
| | | | | 非住家被害 | 138棟 | | | |

(4) 主な雪害対策の状況【資料：「59年豪雪状況報告」昭和59年3月富山県59雪害対策本部発行】

ア 対策組織

- (ア) 県 昭和59年2月10日「富山県59雪害対策本部」設置(3月23日解散)
- (イ) 市町村 32市町村で対策本部設置(災害対策基本法に基づくもの10、任意設置22)

イ 主な県の予算措置

- (ア) 道路除雪経費 1,800,000千円
(既定530,000千円, 2/7専決500,000千円, 2/16専決770,000千円)
- (イ) 雪害対策緊急融資 1,000,000千円(2/16専決750,000千円, 2月補正250,000千円)
- (ウ) 災害弔慰金等補助金 28,125千円(2月補正)
- (エ) 麦飼料作物等緊急融雪対策事業

ウ 地域ぐるみ除排雪

- (ア) 県地域ぐるみ除排雪モデル事業による実施
 - ・1月22日 県道富山高岡線 高岡市野村地内
 - ・1月29日 県道富山高岡線 小杉町三ヶ地内
- (イ) 市町村における地域ぐるみ除排雪
23市町で実施、うち6市町で「一斉除排雪デー」を設定して実施。
 - ・2月11、12日 滑川市、小杉町、大門町、福野町
 - ・2月11日 福岡町
 - ・2月12日 婦中町

4 令和3年1月の大雪【資料：「令和3年1月7日から11日にかけての大雪に関する富山県気象速報」富山地方気象台作成】

(1) 気象の状況（1/7～1/11）

7日から10日にかけて北陸地方の上空5500メートル付近に氷点下35度以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。このため県内は7日午後から所により強い雪となり、11日朝にかけて断続的に降り続き、大雪となった。

(2) 降積雪の状況（1/7～1/11）

この期間における最深積雪は、朝日で115センチ（11日11時）、氷見で99センチ（9日19時）、魚津で85センチ（11日10時）、伏木で115センチ（9日21時）、富山で128センチ（10日2時）、砺波で127センチ（10日9時）、秋ヶ島で106センチ（11日10時）、猪谷で98センチ（11日6時）となった。

(3) 被害の状況（冬期）

ア 人的被害

- | | |
|---------|-----|
| (ア) 死者 | 5人 |
| (イ) 負傷者 | 99人 |

イ 住家被害

- | | |
|----------|-----|
| (ア) 半壊 | 4棟 |
| (イ) 一部損壊 | 18棟 |
| (ウ) 床下浸水 | 3棟 |

ウ 非住家被害

- | | |
|--------|----|
| (ア) 全壊 | 4棟 |
| (イ) 半壊 | 2棟 |

エ 特記事項

(ア) 大規模な道路渋滞の発生

特に、東海北陸自動車道においては、大規模な車両の立ち往生が発生し、自衛隊災害派遣要請がなされた。

(イ) 孤立集落の発生

大雪による倒木等の影響で氷見市及び小矢部市において孤立集落が発生した。

a 氷見市

胡桃、床鍋、老谷、上中、三尾、葛葉

b 小矢部市

久利須

(4) 主な雪害対策の状況（冬期）

ア 対策組織

令和3年1月10日「富山県雪害対策本部」設置（同年1月20日閉鎖）

イ　自衛隊災害派遣要請

東海北陸自動車道における大規模な車両の立ち往生発生を受け、令和3年1月10日、自衛隊災害派遣要請を行った。

ウ　災害救助法の適用

東海北陸自動車道における車両の立ち往生及び孤立集落の発生を受け、県は、4市に対して災害救助法を適用した。（法適用日：令和3年1月9日）

（ア）災害救助法適用市町村

砺波市、小矢部市、南砺市（車両の立ち往生）

氷見市（孤立集落の発生）

（イ）法適用日

令和3年1月9日（4市とも）

（ウ）備考

災害救助法施行令第1条第1項第4号適用（4市とも）